

意見書案第3号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月17日

東近江市議会議長

大橋保治様

提出者

東近江市議会議員 西澤由男

賛同者

東近江市議会議員 山本直彦

東近江市議会議員 西崎彰

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市民は、戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢はすでに限界に達している。宜野湾市民が普天間飛行場の基地被害から一日も早く解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古先キャンプ・シュワブへの移転・統合が日本政府によって進められているが、宜野湾市民の安全な生活を守る会と同様、この方法こそが普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると確信しているものである。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が平成28年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余りが署名したこと、また遡れば平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月の短期間であったにもかかわらず7万3491名集まったことにも表れている。

よって、普天間飛行場の危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワブへの一日も早い移転・統合が必要であると考えられるものである。

以上により 東近江市議会は下記のことを強く要請する。

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し、宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 その具体的な方法として、現在唯一示され実行されている、辺野古先キャンプ・シュワブへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県民において、さらなる基地の整理縮小を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月 日

東近江市議会議員 大橋 保治

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣内閣府特命担当大臣